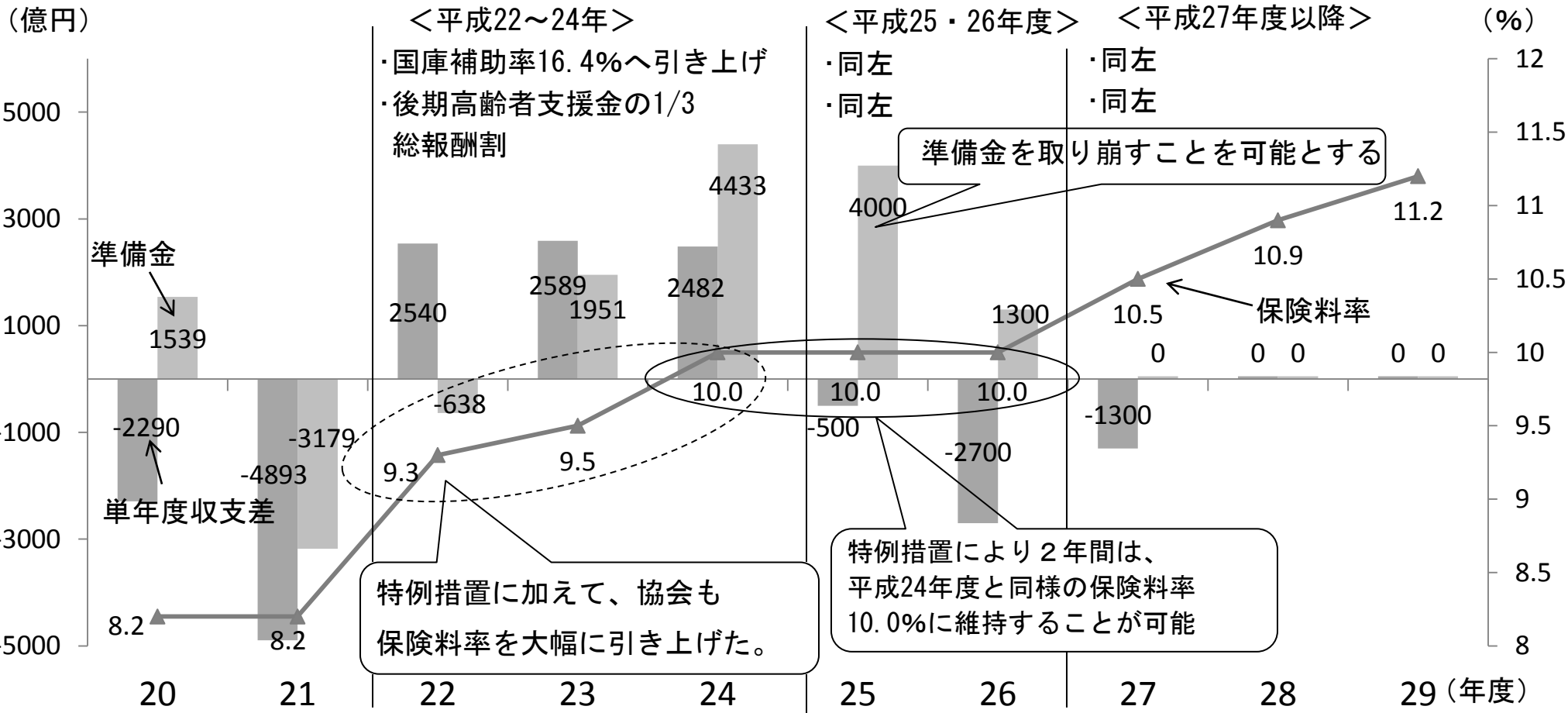


今回の法改正による協会けんぽの保険料率の見通し

○ 協会けんぽの財政対策として、平成25年度及び平成26年度は

- ① 国庫補助率を13%から16.4%に引き上げる
- ② 後期高齢者支援金の3分の1に総報酬割を導入するを引き続き実施する。
- ③ 加えて、協会けんぽの準備金を取り崩すことを可能とする。



(参考) 協会けんぽの保険料率の推移:

8.2% (21年度) → 9.34% (22年度) → 9.5% (23年度) → 10.0% (24年度) → 10.0% (25年度)

後期高齢者支援金の総報酬割について

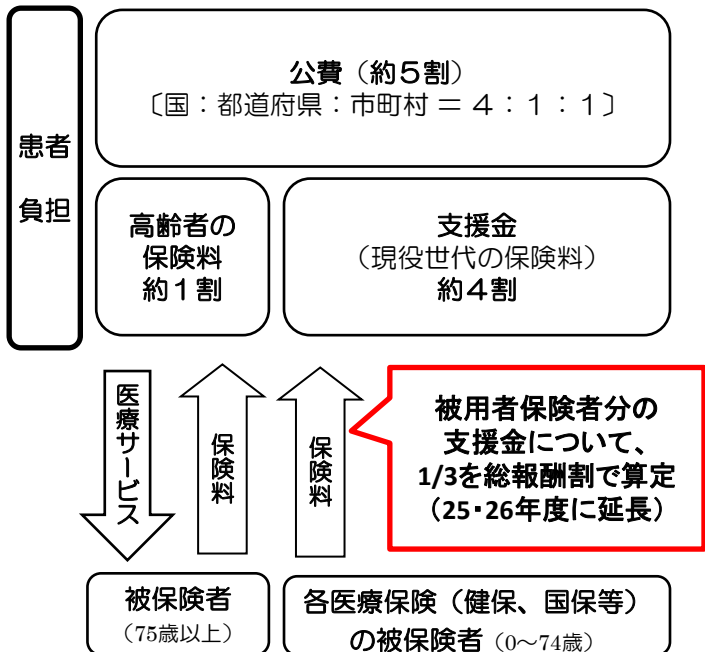
現行

- 75歳以上の医療給付費は、高齢者の保険料(約1割)、現役世代の保険料による後期高齢者支援金(約4割)、公費(約5割)により支える仕組み。
- このうち現役世代の保険料による支援金については、原則、各保険者の加入者数(0~74歳)で按分しているが、被用者保険者の財政力にばらつきがあることから、加入者数に応じた負担では、財政力が弱い保険者の負担が相対的に重くなる。
- このため、財政力の弱い協会けんぽの財政支援を行うとともに、負担能力に応じた費用負担とする観点から、平成22年度から24年度までの間、被用者保険者間の按分について、3分の1を総報酬割、3分の2を加入者割とする負担方法を導入している。(国保と被用者保険の間では、加入者割を維持)

法案の内容

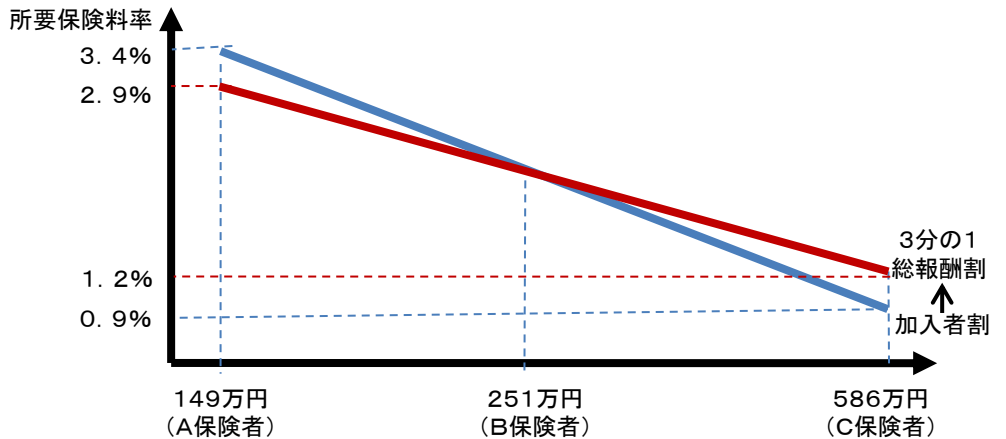
- 平成25年度及び平成26年度の2年間、被用者保険の支援金の3分の1について総報酬割とする特例措置を延長する。

75歳以上の費用負担の仕組み



支援金内訳
(平成25年度予算案)
(1/3総報酬割の場合)
協会けんぽ1.9兆円
健保組合1.8兆円
共済組合0.6兆円
市町村国保等1.7兆円

加入者割から3分の1総報酬割にした場合の所要保険料率の変化(イメージ)



加入者割から3分の1総報酬割にした場合に負担増・負担減となる保険者数

	健保組合	共済
負担増	935	83
負担減	498	2

(注) 平成24年度賦課ベース。

健康保険と労災保険の適用関係の整理について

- 健康保険の給付範囲を見直し、健康保険及び労災保険のいずれの給付も受けられない事態が生じないように、「労災保険の給付が受けられない場合には、健康保険の対象とすること」とする。
- ただし、役員の業務上の負傷については、現行の取扱いと同様に小規模な適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような労務に従事している者を除き、健康保険から給付を行わないこととする。

<健康保険の給付範囲の改正（平成25年10月1日から施行）>

（現状）

業務外について健康保険の給付を行う。

（※1）

（改正後）

労災保険から給付がある業務災害以外の場合について健康保険の給付を行う。

（※2）

※1 業務とは、健康保険法では、従来から「職業その他社会生活上の地位に基づいて継続して行う事務又は事業以外」と解釈していた。このため、労災保険から給付されない場合において、健康保険でも「業務上」と判断され、給付されないケースがあった。
（例：副業として行う請負業務、インターンシップ、シルバー人材センター業務等）

※2 役員の業務上の負傷については、現行の取扱いと同様に、「使用者側の業務上の負傷に対する補償は全額使用者側の負担で行うべき」との観点から、労使折半の健康保険から給付を行わないこととする。ただし、「被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような労務に従事している者」については、現行でも給付対象しているため、健康保険の給付対象とする。

協会けんぽへの調査権限の付与について

- 近年、事業主が被保険者と共謀して、実際に支払った報酬よりも不正に高い報酬月額を届け出た上で、傷病手当金を不正請求するなど、事業主による不正事案が発生している。

※傷病手当金：被保険者が療養のため労務に服することができないときは、傷病手当金として、1日につき標準報酬日額の2/3に相当する額を支給する（1年6ヶ月以内）

- こうした不正事案が発生した場合、厚生労働大臣は、行政権限として事業主に対して立入調査等を行う権限を有している。しかし、この調査権限（※1）については、現行法上、日本年金機構に対しては委任されているが、保険給付を行う保険者に対しては委任されていない。

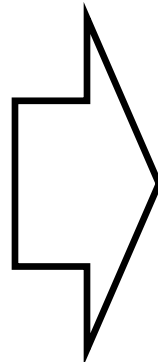
- このため、傷病手当金等の不正受給を防止する観点から、日本年金機構とほぼ同一の組織形態である協会けんぽ（※2）に対して、事業主への調査権限を委任する。

※1 具体的には、事業所への立入権限に加え、事業主に対し文書等の提出・提示を命令する権限、帳簿等の検査を行う権限を指す。

※2 健保組合については、役員の任命・解任に際し、厚生労働大臣が関与できないなど、組織形態が協会けんぽとは異なるため、行政権限の付与は行わない。

<現行制度>

	事業主への 調査権限
協会けんぽ	厚生労働大臣（198条） ※日本年金機構に行政権限を委任（大臣が行うことも可能）



<改正案>

	事業主への 調査権限
協会けんぽ	厚生労働大臣（198条） ※日本年金機構に行政権限を委任（大臣が行うことも可能） →協会けんぽにも保険給付に 関して調査権限を委任